

精神的な医療ニーズに着目した施設要件について

○ 介護療養型老人保健施設の施設要件については、「一般病床等からの退院者の受け皿としての機能」と「入所者に一定の医療ニーズが高い」ことについて、

① 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が35%以上であることを標準とすること

②-1【身体的医療ニーズ】算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち経管栄養又は喀痰吸引を実施している者の割合が15%以上であること

②-2【精神的医療ニーズ】算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が一定以上であること

とし、①及び②-1については、前回の本分科会（2月20日開催）でご了承いただくとともに、②-2については、その基本的な方向性についてご了承いただいたところ。

○ ②-2については、前回は全体的な各施設の平均と分散を考慮して「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合を「25%以上」とすることを提案したが、これについて、各委員からのご意見を基に、さらに検討を行った。